

令和7年度 第1回 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和7年10月3日（金）10時01分～11時03分

2 場 所 鹿児島合同庁舎第2会議室（3階）

3 出席者 公益委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 1名

4 議 題

- （1） 部会長及び部会長代理の選出について
- （2） 最低賃金を決定する場合の確認事項について
- （3） 「産業別最低賃金から除外する手当」と「適用除外となる労働者」の取扱いについて
- （4） 実地視察、参考人意見聴取の実施の必要性の有無について
- （5） 審議に当たっての労使各側の基本的考え方について
- （6） 今後の審議日程について
- （7） その他

5 議事要旨

- （1） 議題（1）について、公益委員より部会長及び部会長代理が選出された。
- （2） 議題（2）について、「全会一致の議決に至るよう努力すること。」「最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、全会一致の場合は、専門部会の決議を本審の決議とすること。」が確認された。
- （3） 議題（3）について、従来どおりとすることが、了承された。
- （4） 議題（4）について、例年どおり必要に応じて対応することが、了承された。
- （5） 議題（5）について、労働者代表委員、使用者代表委員より今年度の基本的な考え方が表明され、意見交換が行われた。
労働者代表委員の主な主張は、
 - ① 自動車産業は日本の基幹産業であり、鹿児島において、自動車小売業を支えているのは、そこで働く「人」である。持続的に産業・企業の競争力を維持・向上させるためには、「労働の質の高さ」に相応しい労働条件を実現し、働く「人」の意欲と活力を高めて産業の活性化を図っていくことが

必要である。

- ② 基幹的労働者の労働条件の底支えとなる特定（産業別）最低賃金は、産業の魅力向上、競争力の源泉となる人財の確保と流失防止、産業・企業の活性化と成長に繋がっている。そこで働くことの位置づけを高めるべく、産業に相応しい水準とすることが必要なる。
- ③ 自動車（新車）小売業に従事する労働者で労使交渉による最低賃金協定で保護された労働者は約半数であり、労使交渉の手段を持たない労働者にとって、自動車（新車）小売業最低賃金は賃金の下支えとなっており、未組織・非正規労働者を含めた「現場力」を支える為にも、特定（産業別）最低賃金は地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大する必要がある。
- ④ 特定（産業別）最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより、産業に働く基幹的労働者を対象として設定され、賃金の不当な切り下げや低賃金を抑制することで、公正な企業間競争を確保し、産業の健全な発展にも寄与するという、地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものである。地域別最低賃金に対する優位性を維持・拡大することにより、産業に相応しい特定（産業別）最低賃金を設定することが重要である。
- ⑤ 提示額として、現行の 986 円から今年度の地域別最低賃金と同額の 73 円引上げた 1,059 円への引上げを求める。

使用者代表委員の主な主張は、

- ① 特定最賃については、定めなくてはならないという法令上の義務がない以上、地域別最賃の上に、特定最賃をもって、屋上屋を重ねるような必要はないと常々主張してきた。近年の地域別最低賃金額の大幅引上げをはじめ、急速なデジタル化の進展による産業構造の変化など、新設当時と大きく状況が異なっていることに鑑み、特定最賃を存続させることは有益なのか、必要性は薄れてきているのではないかという認識である。
- ② 自動車（新車）小売について、このような認識のもと、自動車（新車）小売業の特定最賃については、日本の基幹産業である自動車産業の鹿児島県内での小売を支える部門であること、また、新車に特化していること等も踏まえ、これまで必要性を認めてきており、現在は 986 円となっている。今回、鹿児島県の地域別最賃は、大幅引上げによって、11 月 1 日から 1,026 円になる。11 月 1 日からは、自動車（新車）小売の特定最賃を 40 円上回ることになる。本来であれば、地域別最賃と逆転する以上、特定最賃を設ける必要はないと思われるが、逆転して初めての年度であり、仮に昨年並みの引上げになると、自動車（新車）小売の特定最賃が上回ることも考慮して、今回までは必要性ありとして審議に応じている。
- ③ 来年以降も、引き続き地域別最賃の大幅引上げが想定される中、大手ディ

ーラーから小規模な町のモータースまで多種多様で一括りにできず、小規模な事業者は対応できないところも出てくることが予想される。九州経済研究所の調査によると、最近の県内景況は、全体として回復の動きは続いているものの、食料品を中心とした物価上昇や自然災害などの影響で改善傾向がやや弱まりつつある。また、アメリカの相互関税措置の影響も不透明である。九州運輸局の調べによると鹿児島県内の7月の新規登録自動車数は、2,762台で、前年比97.6%、8月は2,099台で前年比86.9%と前年を下回ってきている。

- ④ このように厳しい経営環境が続く中、特に小規模事業者は、事業継続と雇用の確保が最重要課題で、それぞれの企業の支払い能力に応じた額しか引き上げられない。また、新車販売といっても、資格を必要とするものから簡易な業務まで職種が様々あり、人材確保のため優位性を維持するという理由は見出せないことや前述したように、来年以降も地域別最低賃金は大幅に引き上げられることが想定されることなどから、今後自動車(新車)小売業の特定最賃の必要性については厳しく判断せざるを得ない。
- ⑤ 金額の提示額は、次回とする。

(6) 議題(6)について、今後の日程等の確認が行われた。

第2回 10月29日(水)14時～

第3回以降については、今後、日程調整を行う。